吸収分割に係る事後開示書類

（会社法第７９１条第１項第１号および第８０１条第３項第２号
ならびに会社法施行規則第１８９条に基づく書面）

２０２０年１２月１日

株式会社ＵＡＣＪ

株式会社ＵＡＣＪ物流

２０２０年１２月１日

吸収分割に係る事後開示書類

東京都千代田区大手町一丁目７番２号
株式会社ＵＡＣＪ
代表取締役　石原　美幸

愛知県名古屋市港区千年三丁目１２番１号
株式会社ＵＡＣＪ物流
代表取締役　福井　裕之

株式会社ＵＡＣＪ（以下「ＵＡＣＪ」といいます。）および株式会社ＵＡＣＪ物流（以下「ＵＡＣＪ物流」といいます。）は、ＵＡＣＪを吸収分割承継会社、ＵＡＣＪ物流を吸収分割会社として、ＵＡＣＪ物流が構内運搬事業に関して有する権利義務をＵＡＣＪに承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。

つきましては、会社法第７９１条第１項第１号および第８０１条第３項第２号ならびに会社法施行規則第１８９条に基づき、下記の通り開示いたします。

１　本吸収分割が効力を生じた日

２０２０年１２月１日

２　吸収分割会社における法定手続の経過

（１）株主による吸収分割をやめることの請求に係る手続の経過

ＵＡＣＪ物流はＵＡＣＪの完全子会社であったため、吸収分割をやめることを請求した株主はおりませんでした。

（２）反対株主の株式買取請求手続の経過

ＵＡＣＪ物流はＵＡＣＪの完全子会社であったため、該当事項はありません。

（３）新株予約権買取請求手続の経過

ＵＡＣＪ物流は新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

（４）債権者の異議手続の経過

ＵＡＣＪ物流は、会社法第７８９条第２項の規定により、２０２０年１０月２３日付の官報において、債権者に対し、本吸収分割に対する異議申述の公告を行いましたが、異議申述

期限までに債権者からの異議の申出はありませんでした。

なお、ＵＡＣＪ物流には、知れている債権者（本吸収分割後にＵＡＣＪ物流に対して債務の履行を請求することができない債権者）がいないことから、個別通知による異議申述の催告は行っておりません。

3　吸収分割承継会社における法定手続の経過

（1）　株主による吸収分割をやめることの請求に係る手続の経過

本吸収分割は、会社法第７９６条第２項の規定に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

（2）　反対株主の株式買取請求手続の経過

本吸収分割は、会社法第７９６条第２項の規定に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

（3）　債権者の異議手続の経過

ＵＡＣＪは、会社法第７９９条第２項および第３項の規定により、２０２０年１０月２３日付の官報及び電子公告において、債権者に対し、本吸収分割に対する異議申述の公告を行いましたが、異議申述期限までに債権者からの異議の申出はありませんでした。

4　本吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

ＵＡＣＪは、本吸収分割の効力発生日をもって、ＵＡＣＪ物流からＵＡＣＪ名古屋製造所内の構内運搬事業に関する資産、負債その他の権利義務を引き継ぎました。

5　会社法第９２３条の変更の登記をした日

２０２０年１２月１日

6　前各号に掲げるもののほか、本吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以　上